

# 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる職場および生活環境を向上させるため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

## 2. 実績

- ① 管理職に占める女性の割合 23.8%
- ② 男女別の育児休業取得率 男性 14.3% 女性 89.3%

## 3. 当センターの課題と目標

- ① 労働者の男女別の割合が女性57.6%、男性42.4%と女性の多いのに対して、管理職に占める女性の割合は23.8%と低いため、これを28%まで引き上げる。
- ② 女性の育児休業取得率89.3%に対して、男性は14.3%と低いためこれを20%まで引き上げる。

## 4. 取り組み内容

- ① 新規採用者研修、管理・監督者研修等において、母性保護、育児休業、時短勤務など各種制度について周知し、また第三期一般事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プログラム」を活用し、管理職となっても「仕事と育児・介護の両立」が十分可能な体制を整え、女性がキャリアアップするための環境をより整備していく。
- ② 男性職員の配偶者出産休暇および育児参加のための育児休業については、制度があることを研修やイントラネット等で周知する。また業務に支障が生じないよう、必要に応じて、任期付採用や臨時的任用及び任期付短時間勤務制度の利用による代替職員の確保や業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心してこれらの休業等を取得できるよう努める。